

福岡県商店街の課題解決チャレンジ応援事業費補助金の概要について

《事業概要》

後継者不足、空き店舗の増加、来街者の減少等の商店街が抱える課題に対し、未来を見据え、果敢にチャレンジする取組を支援します。

《補助対象者》

商店街、商工会議所、商工会 等

※商店街には、商店街振興組合、事業協同組合等の他、法人格を持たない商店街団体も含まれます。

《補助対象事業》

下記に該当する取組を支援します。

ア 将来の担い手確保

後継者募集、後継者向け人材育成など

イ 商店街の安全・安心向上

老朽化した商店街共同施設の改修、防災機能の強化など

ウ 魅力ある店舗創出【デジタル技術の活用必須※】

専門家による臨店指導、空き店舗への出店者募集など

エ 商店街賑わい創出【デジタル技術の活用必須※】

集客のための取組、商店街の情報発信など

※取組にあたっては、一部分でもデジタル技術を活用することをお願いします。

但し、必ずしも取組全体に係る活用である必要はありません。

(一部分の例) ・SNSや動画配信サービスを活用した取組に関する広報

・ホームページでのイベント等の参加者募集 など

《補助率等》

・補助率 1/3 以内

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

・補助限度額 5,000千円

《補助対象経費》

① ハード

施設及び設備等の取得、設置及び改修に要する経費。アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）に要する経費。

※但し、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計監理に要する経費、システム設計に要する経費は対象外

② ソフト

会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、プロバイダー契約料・使用料、回線使用料、通信運搬費、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、印刷製本費 等

※但し、光熱水費、振込手数料は対象外